

大垣教区伝道車に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大垣教区伝道車の使用、維持管理及び買い換え等について定める。

(使用及び使用冥加金)

第2条 伝道車は、教務所業務に支障のない時に限り、次の各号に該当する者は使用することができる。

- (1) 教区及び別院主催の研修会及び諸行事
- (2) 組、寺院及び教会における行事及び儀式
- (3) その他教務所長の必要と認めた場合

2 前項第2号及び第3号に該当するものが使用するときは、別に定める伝道車使用冥加金を支払わなければならない。

(使用の方法)

第3条 伝道車の使用については、教務所長の許可を受けなければならない。

2 前条第1項第2号及び第3号に該当する者が使用しようとするときは、所定の申込書に記入のうえ、3日前まで教務所に申し込まなければならない。

3 伝道車を運転しようとするものは、運転免許証を提示しなければならない。

4 使用中に不慮の事故が起きた場合は、使用者の責任において対処するものとする。

(維持管理)

第4条 伝道車の維持管理は教務所長の責任において行い、その経費は教区費会計から支弁する。

(買い換え)

第5条 伝道車の買い換えにあたっては、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議を経なければならない。

2 伝道車買い換えに供するため、大垣教区伝道車積立金を設け、教区費会計よりの回付受金等を収入にあてる。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、教区会及び教区門徒会の議決を経なければならない。

附 則

1 この内規は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会において議決された日(2000年7月14日)から施行する。

2 この内規の施行に際し、従来の大垣教区伝道車管理規程及び大垣教区伝道車使用内規は廃止する。

附 則

1 この規程は、教区会(2004年7月27日)及び教区門徒会の議決を経た日(2004年7月28日)から施行する。

大垣教区伝道車使用申込書

このたび、「利用にあたっての注意」事項を理解、承諾の上、下記のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

使用責任者	〒 住所	
	団体名	
	氏名（代表者）	印
	電話	F A X
使用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から	
	年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで	
走行距離	借受時距離計 km	
	返却時距離計 km 走行距離 km	
使用車種		
運 転 者	氏名 年 月 日生（ 才）	
	氏名 年 月 日生（ 才）	
	氏名 年 月 日生（ 才）	
行き先		
使用目的		
同乗者	人	
特記事項		

「利用にあたっての注意」

- 貸し出し及び返却時間は教務所事務取扱時間内とします。
- 運転者は、21歳以上の者に限る。（運転者名を必ず申告のこと）
- 車両を汚損または破損した場合は、原則として使用責任者の責任において賠償または弁償していただきます。
- 借受時及び返却時の距離計を必ず記録してください。
- 使用冥加金は、利用後に、すみやかに納入ください。

伝道者使用冥加金

1日 5,000円
以降1日 3,000円
ガソリン代 満タン返し

所長	主計	使用冥加金	扱者	受付年月日
		円 年 月 日		年 月 日